

第一一八回

参第五号

育児休業手当特別会計法（案）

（設置）

第一条 育児休業法（平成二年法律第 号）に規定する育児休業手当に関する経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

第二条 この会計は、労働大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）

第三条 この会計においては、育児休業法第三十条の規定に基づき徴収される掛金、同法第二十九条の規定による一般会計からの受入金、積立金からの受入金、積立金から生ず

る収入、借入金及び附属雑収入をもってその歳入とし、育児休業手当給付費、掛金の返還金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、掛金の徴収及び育児休業手当の支給に関する事務取扱費その他の諸費をもってその歳出とする。

( 歳入歳出予定計算書の作成及び送付 )

第四条 労働大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予定計算書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 前々年度の損益計算書及び貸借対照表並びに前々年度末における積立金明細表
- 二 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

( 歳入歳出予算の区分 )

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳

出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

( 予算の作成及び提出 )

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第四条第一項に規定する歳入歳出予定計算書及び同条第二項の書類を添付しなければならない。

( 借入金 )

第七条 この会計において、育児休業手当給付費及び掛金の返還金を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。

( 一時借入金等 )

第八条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、

一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもって償還しなければならない。

(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第九条 第七条の規定による借入金及び前条第一項の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十条 第七条の規定による借入金の償還金及び利子並びに第八条第一項の規定による一時借入金の利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第十一条 労働大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該年度の損益計算書及び貸借対照表並びに当該年度末における積立金明細表

二 債務に関する計算書

( 歳入歳出決算の作成及び提出 )

第十二条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同条第二項の書類を添付しなければならない。

( 剰余金の処理等 )

第十三条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを積立金として積み立て、不足を生じたときは積立金から補足するものとする。

( 積立金の歳入への繰入れ )

第十四条 この会計の積立金は、育児休業手当給付費及び掛金の返還金を支弁するため必要があるときは、予算で定める金額を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

( 国庫負担金の過不足の調整 )

第十五条 この会計において、毎会計年度一般会計から受け入れた金額が、当該年度における育児休業法第二十九条の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同条の規定による国庫負担金として一般会計から受け入れる金額から減額し、なお残余があるときは翌々年度までに一般会計に返還し、当該不足額に相当する金額は、翌々年度までに一般会計から補てん

するものとする。

( 余 裕 金 の 預 託 )

第十六条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

( 支 出 未 済 額 の 繰 越 し )

第十七条 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかったものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 労働大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越しをしたときは、その経費については、財政法（昭和二十二

年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があったものとみなす。

この場合には、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(政令への委任)

第十八条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、平成四年度の予算から適用する。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部改正)

2 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計へ



の繰入れに関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「労働保険特別会計」の下に「、育児休業手当特別会計」を加える。

## 理 由

育児休業法に規定する育児休業手当に関する経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。